

専門実践教育訓練明示書(様式例)

講座の名称	会計研究科 会計専攻			
実施方法	① 通学 昼間・夜間・土日 ② 通信 スクーリング(回数 回)			
指定講座番号(15桁)	—		—	
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間	過去一 年の講 座実績	入講者数(72人)	修了者数 (65人)
2006年4月1日	2028年3月31日まで			
訓練期間	24ヶ月		総訓練時間	528時間
1. 教育訓練目標				
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		☐ 業務独占資格・名称独占資格 () ☐ 職業実践専門課程 () ☐ キャリア形成促進プログラム () ☒ 専門職大学院 (会計修士(専門職)) ☐ 職業実践力育成プログラム () ☐ 情報通信技術関係資格 () ☐ 第四次産業革命スキル習得講座 () ☐ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 公認会計士、税理士		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		大原大学院大学		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		本学に2年以上在学し、かつ、必修科目及び所定の選択必修科目を含めて、44単位以上を修得することが必要。 なお、論文指導を受けない者は、2年次春学期及び秋学期に演習科目を科目分類を問わず、それぞれ2単位以上修得することが必要。		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		財務会計関連、管理会計関連、監査関連、法律関連、租税法関連、経済・経営関連、情報・統計関連の知識が必要な財務、経理等。監査法人、税理士法人における業務。		
2. 教育訓練の内容				
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名	
財務会計系	簿記Ⅰ、Ⅱ、財務会計Ⅰ、Ⅱ、財務会計演習Ⅰなど4単位以上	120	検定簿記講義／1級商業簿記会計学	
管理会計系	管理会計特論Ⅰ、Ⅱ、財務諸表分析、管理会計演習Ⅰなど2単位以上	96	新・現代会計入門 ケースブックコストマネジメント	
監査系	会計職業倫理(必修)、監査論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲなど必修を含めて4単位以上	120	公認会計士倫理読本	
法律系	会社法Ⅰ、Ⅱ、金融商品取引法、会社法演習など2単位以上	72	民法(全)、会社法判例百選	
租税法系	租税法総論、法人税法、所得税法、租税法総論演習など2単位以上	72	税法概論、基本テキスト租税法	
経済・経営系	日本経済・経済学概論、経営学概論、経営学演習など	24	新現代経営学、経営戦略要論	
情報・統計系	統計学概論、会計情報システム論、IT利用監査など	24	コンピュータ会計 応用テキスト	
※財務会計系から5科目(10単位)、管理会計系から4科目(8単位)、			他	
監査系から5科目(10単位)、法律系から3科目(6単位)、				
租税法系から3科目(6単位)、経済・経営系から1科目(2単位)、				
情報・統計系から1科目(2単位)を履修したとして計算しています。				
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)				
①受講するに当たって必要な実務経験等	なし			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	大学を卒業、学士の学位を授与、高度専門士を授与など、合わせて日本商工会議所簿記検定2級以上と同等のレベルの知識			
③その他	なし			

〔特記事項〕

--

専門実践教育訓練明示書(様式例)

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	65	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	72	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	65	人	受験率(③/②)	90.3	%
④ ③のうち合格者数	65	人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	21	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	18	人			
			就職・在職率(⑤+⑥/②)	54.2	%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含まない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	65	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	18	人	②A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	2	人		
	3 その他の就業(自営業等)	2	人	22人	
	4 非就業	43	人	②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	18	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる	2	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	2	人	22人	
④ 受講後の就業形態	1 正社員	31	人	④A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	3	人		
	3 その他の就業(自営業等)	3	人	37人	
	4 非就業者	28	人	④B: 非就業者計	
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	6	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	
	2 1割以上3割未満増加した	4	人		
	3 1割未満増加した	4	人		
	4 変わらない	13	人		
	5 1割未満減少した	1	人		
	6 1割以上3割未満減少した	2	人		
	7 3割以上減少した	1	人	31人	
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	27	人	⑥の回答数合計	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	5	人		
	3 社内外の評価が高まる	15	人		
	4 早期に転職・再就職できる	12	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	22	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	22	人		
	7 趣味・教養に役立つ	19	人		
	8 その他の効果	6	人		
	9 特に効果はない	7	人	135人	
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	18	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	1	人		
	4 就職していない	24	人	43人	
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	37	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	17	人		
	3 どちらとも言えない	11	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人	65人	

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

修了者は半数以上が税理士の認定を目指している。修了時に認定申請ができない修了生の中には、受験に専念している者もいるが、就職が確定している大半は、大学院での知識が活かされている職種に就いていると考える。

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法

(通信制講座の場合)
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数

各科目ごとの授業内における発表及び討論において、また、定期試験の実施により、学生各人の理解度及び弱点の確認を行います。

専門実践教育訓練明示書（様式例）

6. 受講効果の把握方法																					
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的な基準)		春学期及び秋学期に、本学の定める方法で定期試験を実施し、C評価(60点以上70点未満)以上に単位を付与する。試験を受験するためには、原則として、実際の授業回数の3分の2以上の出席を必要とする。																			
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法		各科目ごとの授業内における発表及び討論において、また、定期試験の実施により、学生各人の理解度及び弱点の確認を行う。																			
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)		本学に2年以上在学し、かつ、必修科目及び所定の選択必修科目を含めて、44単位以上を修得することが必要。なお、論文指導を受けない者は、2年次春学期及び秋学期に演習科目を科目分類を問わず、それぞれ2単位以上修得することが必要。																			
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法		各科目ごとの授業内における発表及び討論において、また、定期試験の実施により、学生各人の理解度及び弱点の確認を行います。																			
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法																					
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		授業内の発表及び討論、試験の結果を基に、各授業担当者がアドバイスをする。また、学年担任等が必要に応じ面談をし、目標に向けての計画について検討する。																			
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		資格取得受験講座の受講料補助、エントリーシートの記載、企業訪問など指導及びキャリア教育の実施、就職説明会の実施、就職情報誌の提供など行っている。																			
8. その他の事項																					
指定教育訓練実施者名 及び代表者名		学校法人 大原学園 (代表者名: 理事長 中本 毎)																			
住所及び連絡先		東京都千代田区西神田1-1-3 TEL 03-6261-7717																			
施設名称及び施設長名		大原大学院大学 (施設長: 学長 石山 卓磨)																			
住所及び連絡先		東京都千代田区西神田1-2-10 TEL 03-3237-8760																			
苦情受付者	氏名 谷田 充明 所属 事務局	事務担当者	氏名 千葉 健史 所属 事務局																		
連絡先	TEL 03-3237-8760	連絡先	TEL 03-3237-8760																		
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 2,480,000 円																				
支払い方法	<table border="1"> <tr> <td>① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>570,000 円</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>570,000 円</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>570,000 円</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>570,000 円</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(うち、必須教材費 円)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>			① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	200,000 円	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	<table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>570,000 円</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>570,000 円</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>570,000 円</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>570,000 円</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(うち、必須教材費 円)</td> </tr> </table>	第1期	570,000 円	第2期	570,000 円	第3期	570,000 円	第4期	570,000 円	第5期	円	第6期	円	(うち、必須教材費 円)	
① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	200,000 円																				
② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	<table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>570,000 円</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>570,000 円</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>570,000 円</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>570,000 円</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(うち、必須教材費 円)</td> </tr> </table>	第1期	570,000 円	第2期	570,000 円	第3期	570,000 円	第4期	570,000 円	第5期	円	第6期	円	(うち、必須教材費 円)							
第1期	570,000 円																				
第2期	570,000 円																				
第3期	570,000 円																				
第4期	570,000 円																				
第5期	円																				
第6期	円																				
(うち、必須教材費 円)																					
① 一括払																					
② 分割払																					
③ 両方可																					
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 526,041 円																				
	<table border="1"> <tr> <td>① 任意の教材費(税込額)</td> <td>0円~126,041 円</td> </tr> <tr> <td>② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>③ 施設維持費(税込額)</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)</td> <td>0 円</td> </tr> </table>			① 任意の教材費(税込額)	0円~126,041 円	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	0 円	③ 施設維持費(税込額)	400,000 円	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円										
① 任意の教材費(税込額)	0円~126,041 円																				
② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	0 円																				
③ 施設維持費(税込額)	400,000 円																				
④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円																				
	3. 総額 (1+2) (税込額) 3,006,041 円																				

教育訓練給付金の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付金を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。